

事後審査型制限付き一般競争入札共通事項
(郵便入札用)

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「自治令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 自治令第167条の4第2項の規定に基づく宇都宮市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、手続開始の決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (4) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加保留または入札参加停止期間中でないこと。

2 入札手続

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により、入札書送付用の指定封筒を契約課窓口にて受領すること。
 - ① 提出書類
 - ・ 入札用封筒交付申請書
 - ・ 上記申請書の交付は、宇都宮市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)からのダウンロードを原則とし、契約課窓口での交付は行わない。
宇都宮市ホームページ <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>
 - ② 封筒の交付場所
 - ・ 宇都宮市理財部契約課(5階)
 - ・ 申請書は持参とし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 入札は郵便入札によるものとし、持参によるものは認めない。
- (3) 郵送方法は、発注者が受領確認できる「一般書留」、「簡易書留」のいずれかによるものとし、「特定記録郵便」、「普通郵便」によるものは認めない。
- (4) 宛先は、日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局留 宇都宮市役所契約課行とすること。
- (5) 入札書は、郵便入札用の指定様式を使用すること。
- (6) 郵送する封筒は、郵便入札用の指定封筒を使用すること。

3 設計図書

設計図書(図面、仕様書及び設計書)の一部又は全部は、市ホームページからダウンロードすることができる。

ダウンロードした設計図書が一部の場合は、不足部分を契約課で閲覧するなどして必ず事前に確認すること。

また、落札(決定)した場合、契約締結の際に設計書及び仕様書の袋とじを依頼するので、市ホームページからのダウンロードにより必要な書類を入手すること。

4 現場説明会：行わない。

5 入札の留意事項

- (1) 指定された提出期限日までに日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局必着のこと。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、自治令、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）及び宇都宮市建設工事執行規則（昭和50年規則第34号）等を守ること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回は認めない。
- (6) 落札者の決定方法
開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。
- (7) 入札回数は3回とする。
- (8) 再度の入札に付する場合
下記に該当した場合は、再度の入札に付するものとし、郵便により行う。その場合の入札書提出期限は再度の入札参加対象者あてに連絡する。
 - ① 落札候補者がいないが、予定価格を超えて入札した者がいる場合
 - ② 事後審査の結果、全ての落札候補者が失格となったが、予定価格を超えて入札した者がいる場合

6 開札の立会

立会人は、入札参加者から抽選により1人を選定する。

選定された立会人には、立会人選定通知書を指定した期日に通知（電話及びファックス）する。

ただし、上記立会人は、開札日を同じくする郵便による入札が2件以上あり、かつ、入札参加者の負担軽減及び入札会場や駐車場の混雑緩和の必要があると認められた場合には当該入札を含む連続する約10件までの立会人を兼務するものとし、兼務となった入札の参加者からは立会人は選定しないものとする。

7 工事費内訳書

- (1) 入札に際し、入札価格に対応した工事費内訳書の提出を義務付けることとする。
- (2) 工事費内訳書は、入札書を提出する際に同封すること。
 - ① 工事費内訳書は、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。

8 契約保証金

契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 入札担当職員：契約課長

10 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

① 入札参加資格確認書類

- ・ 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
- ・ 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書により求められている書類

② 入札参加資格確認書類の配布

配布は、ホームページからのダウンロードを原則とし、契約課窓口での配布は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出を求められた日の翌日から原則2日以内（市の休日を除く。）とする。

② 提出場所：宇都宮市理財部契約課（5階）

③ 提出方法

持参とし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認書類が提出された日の翌日から原則2日以内（市の休日を除く。）に通知する。

(4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前号の通知を受けた日の翌日から2日以内（市の休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。

(5) 落札候補者が提出期限内に第1号に定める確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

11 請負契約書作成：要する。

12 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無し。

13 契約条項の閲覧場所

契約条項を定めている宇都宮市建設工事執行規則等については、次の場所において閲覧できる。

- ・ 宇都宮市理財部契約課（5階）

1 4 入札の無効

(1) 次に掲げるものに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ① 一つの封筒に2枚以上の入札書をいれた入札
- ② 一般書留郵便、簡易書留郵便以外で郵送された入札
- ③ 指定された封筒以外の封筒を使用した入札
- ④ 指定封筒に入札の件名又は差出人名が記載されていない入札
- ⑤ 入札書又は工事費内訳書以外のものを同封した入札
- ⑥ 工事費内訳書が同封されていない入札
- ⑦ 複数の工事費内訳書が同封された入札
- ⑧ 入札書に記載された案件名が不明瞭で判読できない入札
- ⑨ 封筒に記載された案件名と入札書又は工事費内訳書の案件名が異なる入札
- ⑩ 入札書と工事費内訳書の金額が異なる入札
- ⑪ 入札書の内容を訂正した入札
- ⑫ 代表者の記名がない入札
- ⑬ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき
- ⑭ 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭出来ない入札
- ⑮ 1件の入札に2通以上の封筒が郵送された入札
- ⑯ 入札書が真正なものであることが確認できない入札
- ⑰ その他、入札に関する条件に違反したとき

(2) 前号の⑬に該当する場合には、当該工事箇所に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。

1 5 入札の中止等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止、延期又は取り止めることがある。
- (2) 市が必要と認めるときは入札を中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において入札とは、公告から落札の決定（契約締結前）までをいう。
- (3) 前号において、当該入札のために要した費用を市に請求することはできない。

1 6 異議の申立ての制限

入札を行った者は1回目の入札後、宇都宮市契約規則、宇都宮市請負契約書約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 7 同価入札

最低価格者が2者以上になった場合には、別に指定する日時及び場所において当該入札者によるくじ引きで入札参加資格の審査順位を決定するものとする。

審査順位が第1位の者の入札参加資格審査（事後審査）を実施し、参加資格を満たしている場合は、落札者に決定する。満たしていない場合は、第2位の者の資格を審査し、落札者が決定するまで繰り返し行うものとする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

1 8 前金払の請求

宇都宮市会計規則（平成17年規則第11号）に規定する公共工事の前金払の限度額は、請負代金額に100分の40を乗じて得た額とする。

1 9 中間前金払の請求

- (1) 請負代金額の100分の40以内の前払金に加え、工事の中間段階にさらに請負代金額の100分の20以内を前払金として支払う中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 同一会計年度においては、部分払を受領した場合は、中間前金払を請求することはできない。

2 0 部分払の請求

中間前金払を受領した場合であっても、宇都宮市建設工事請負契約書別表に規定する回数の部分払を請求することができる。

2 1 中間前金払と部分払の併用

- (1) 請負代金額が130万円を超える工事（債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が130万円を超える工事）については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを請求できるものとする。
ただし、請負代金額が300万円未満の工事において前金払を受領した場合には、部分払を請求することはできない。
なお、中間前金払と部分払の請求については必要な時にいずれかを選択して届け出るものとする。
- (2) 債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が130万円を超えることにより、中間前金払を請求できる工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は請求できないものとする。

2 2 配置技術者（専任の場合）

- (1) 監理技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。
- (2) 配置できる技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）は、受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者等として現場に配置することは原則として認めない。
なお、恒常的な雇用関係とは、確認申請書提出日現在で3か月以上雇用していることをいう。

- (3) 専任を要する主任技術者及び監理技術者については、下記の要件を満たす場合、専任を要する2件の工事の兼務が可能となる。

ア．専任特例1号（建設業法第26条第3項第1号）

- ① 各建設工事の請負代金の額が4,500万円以上1億円未満（建築一式工事は9,000万円以上2億円未満）であること
- ② 建設工事の現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3次以内であること
- ④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること（土木一式工事または建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者を配置すること）
- ⑤ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること
- ⑥ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること（電磁的記録媒体による措置も可能。当該計画書は、帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。）
- ⑦ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること
- ⑧ 兼務する工事の数が2を超えないこと

※ 専任特例2号との併用はできない。

イ．専任特例2号（建設業法第26条第3項第2号）

監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務が可能となる。政令で定める者は、主任技術者の要件を有する者のうち、1級技士補の資格を持つ者とする。

※ 専任特例1号との併用はできない。

- (4) 営業所技術者等については、下記の要件を満たす場合、専任を要する主任技術者または監理技術者への兼務が可能となる。

ア．所属する営業所で契約締結した工事であること

イ．兼ねる工事の現場数が1以下であること

ウ．主任技術者及び監理技術者の兼務特例（上記(3)ーア．専任特例1号）で示す①から⑦を満たしていること

エ．当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

- (5) 落札候補者が提出する「入札参加資格要件確認申請書」に記載した配置予定技術者等は、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合など、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意した場合、交代できるものとする。

2.3 配置技術者（専任を要しない場合）

- (1) 1件の請負金額が4,500万円未満の工事（建築一式工事については、9,000万円未満）では、主任技術者の専任配置は求めているが、専任を要しない主任技術者については、3件（上下水道局発注分を含む）の工事の兼務が可能とす

る。なお、営業所技術者等については、2 件まで（上下水道局発注分を含む）しか兼務できない。これらの件数を超えて参加申請をした場合には、超えている工事の入札参加資格を失格とすることがある。

- (2) 配置する主任技術者は、受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を主任技術者として現場に配置することは原則として認めない。

ただし、3 か月以上雇用していることは必要としない。

- (3) 落札候補者が提出する「入札参加資格要件確認申請書」に記載した配置予定の主任技術者は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合など、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意した場合、交代できるものとする。

2 4 実務経験者の取扱

主任技術者として配置できる実務経験者は、下記に該当する場合とする。

- (1) 経営事項審査申請書の技術職員名簿により、実務経験者であることが確認できる者
- (2) 営業所技術者等として当該業種に登録している者
- (3) 監理技術者資格者証を有している者
- (4) 主任技術者実務経験経歴書の提出により、実務経験者であることが確認できる者

2 5 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受注者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。

ただし、発注者が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ受注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるものとする。

- (2) 現場代理人についても工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

ただし、3 か月以上雇用していることは必要としない。

また、営業所における専任の技術者は、現場代理人にはなれない。

2 6 最低制限価格制度

- (1) 予定価格が1 件2 0 0 万円を超える建設工事（総合評価落札方式を除く）を対象として実施する。

- (2) 最低制限価格は、次の基準により設定するものとする。

- ① 直接工事費に1 0 分の9. 8 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費に1 0 分の9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費に1 0 分の9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費に1 0 分の6. 8 を乗じて得た額

最低制限価格は、①から④までの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に、1 0 0 分の1 1 0 を乗じて得た額とする。

ただし、その額が、予定価格に1 0 分の9. 2 を乗じて得た額を超える場合にあつ

ては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (3) 予定価格に110分の100を乗じて得た額を比較価格とし、最低制限価格に110分の100を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額を、比較価格に対する最低制限価格とする。
- (4) 開札において、入札価格が比較価格に対する最低制限価格未満の入札は、失格とする。
- (5) 入札価格が比較価格に対する最低制限価格以上のもののうち最低価格者を落札候補者とする。
- (6) すべての入札価格が比較価格に対する最低制限価格未満のときは、不調とする。

2.7 近接工事について

- (1) 市長が発注する同一の工種（建設業法に規定する建設工事の種類）どうしの建設工事において次のいずれかに該当するものを近接工事とし、すでに施工中の場合には、近接工事に該当する工事の落札はできない。
なお、施工中とは、落札決定日から完成検査終了までの期間とする。
 - ① 工事区間（箇所）の互いに最も近い部分を直線で結び、500メートルまでの範囲のもの
 - ② 同一工区内（区画整理地区等）において発注するもの
- (2) 別に入札条件を付している場合には、この限りではない。

2.8 特定建設工事共同企業体の取扱い

- (1) 複数の落札者となることができない「取り抜け方式（近接工事、分離・分割工事・同日同工種工事）」においては、入札参加形態が、以下のいずれの場合であっても、特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員も取り抜け方式の対象とする。
なお、同日同工種工事については、入札方式または総合評価落札方式における評価方式が異なる場合には取り抜けの対象としない。
 - ① 特定建設工事共同企業体と特定建設工事共同企業体の工事
 - ② 単体と特定建設工事共同企業体の工事
- (2) 別に入札条件を付している場合には、この限りではない。

2.9 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。
調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。
また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (2) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
 - ① 下請施工を必要とする場合は、可能な限り宇都宮市内の業者へ発注するように努めること。
 - ② 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り宇都宮市内の業者へ発注するように努めること。
- (3) 入札条件としての施工実績は、特に標記のない場合は、元請け又は下請けとして

の実績とする。

また条件に施工規模の実績を付した場合は、原則 1 件の施工における実績とする。

- (4) 技術者等の配置を要する期間は、契約締結時（任意着手方式の場合は、工期の開始日）から完成検査終了時までとする。なお、入札参加資格要件確認申請書提出時において、完成検査が終了していない場合は完成届の写しを提出するものとする。ただし、第 22 項における工事については、工事の着手から完成届が提出されるまでのものとする。
- (5) 1 回目又は 2 回目の入札で比較価格に対する最低制限価格未満で入札した者、無効又は失格の入札をした者、入札辞退者及び期限までに入札書が届かなかった者は、当該案件において以降の入札及び見積に参加できない。
- (6) 入札に参加しようとする者は、落札候補者となった時に配置できる技術者等がないということがないよう、現在の手持ち工事数の状況や配置できる技術者等の数について充分考慮した上で入札すること。
- (7) 受注者は、契約の履行に当たり、受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で必ず速やかに警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行い、市の工事担当課に報告を行うこと。

なお、受注者又はその下請業者が暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、本市への報告や警察への届け出を怠った場合には、入札参加停止の対象となる。